



福島県土地家屋調査士会

会報 ふくしま

No.83
R4.1.14 発行



「かめ丸とはくちょう丸」(撮影／会津支部 長谷川 毅)

CONTENTS

- 1 会長あいさつ
- 2 新年のあいさつ(法務局長)
- 3 新年のあいさつ(政治連盟会長)
- 4 新年のあいさつ(公団協会理事長)
- 5 新年のあいさつ(顧問弁護士)
- 6 会務報告
- 7 お知らせ
- 8 支部だより
- 9 新人調査士紹介
- 10 年男・年女紹介
- 11 インフォメーション
- 12 編集後記

会員のみなさまへ

本年もよろしく
お願いします！



広報キャラクター 地識くん



新年のご挨拶

会長 小野寺 正教

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、穏やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は会務運営にご理解とご協力を頂きまして心から感謝申し上げます。

さて昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染症の影響により総会、研修会等が通常の集合型式で行うことが出来ず、少人数での開催やハイブリット方式での開催となりました。

令和4年度の総会こそは通常の集合型式で開催したいものです。

しかし今後の新型コロナウイルス感染症の動向を推測出来ない事もあり、日調連は2月に臨時総会を開催して日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）審議の件、日本土地家屋調査士会連合会役員等選任規則の一部改正（案）の審議の件等を上程する予定であります。

これは感染症のまん延、災害その他やむを得ない事情がある場合に、集合型式で行うことが困難な場合には、総会は開催するものの、連合会会長の判断によりインターネット等により総会に出席（議決権の行使が可能）又は参加（議決権の行使が不可能）できることや、書面によって議決権を行使することができることを盛り込みます。

なお、一般に書面決議と言われている方式は、会議を開催せずに書面によって決議する方法であり、書面による決議権行使とは、会議は開催しますが、事前に書面によって決議権を行使する方法をいいます。本改正案においては、事前に書面により決議権を行使する方法を採用しました。

また役員等選任規則の一部改正（案）については選挙管理委員会の判断により、事前投票方式により選挙を行うことが出来ることとします。

以上が改正案の概要ですが、この改正にともなって本会会則も改正することとなります。

さて、業務関係に目を向けてみると昨年、相続登記の義務化を模索し法整備を検討してきた法制審議会が、相続や住所を変更した際の登記を義務づける法改正を法務大臣に答申し4月21日の国会で成立しました。

相続登記の申請義務化と相続人申告登記の創設が3年以内、所有権の登記名義人の氏名または名称、住所の変更の登記の義務づけが5年以内となり、2024年までに施行されることとなりました。

この法改正に先がけて、令和元年5月17日「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立し所有者等探索委員制度に基づき本会会員が探索委員として活動しております。

日本全国の所有者不明土地は、このままだと北海道本島の土地面積（780万ha）に迫る勢いで、官民一体となり対処しなければならない喫緊の問題です。

我々の業務において「所有者不明」は探索に多大な時間と費用を要する大きな障害となっており一日も早い法律の施行が望まれます。

新年早々堅い話になりましたが、今年こそはコロナウイルスが退散し明るく楽しい一年になりますよう祈念申し上げまして新年の挨拶と致します。



新年の御挨拶

福島地方法務局長 小笠原 修

新年あけましておめでとうございます。

福島県土地家屋調査士会並びに会員の皆様におかれましては、新春を清々しい気持ちでお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

皆様には、平素から表示に関する登記、筆界特定制度、表題部所有者不明土地の解消作業などをはじめ、当局の所掌する法務行政全般に関しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、法務局の新型コロナウイルス感染症対策への御理解と御協力も賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、せっかくの機会ですので、当局における重要課題について触れさせていただきたいと思います。

まず、震災復興型地図作成作業についてですが、現在、相馬市及びいわき市において2年目作業を実施しており、更にいわき市について1年目作業を、福島市について従来型地図作成作業の1年目作業を実施しております、いずれも順調な進捗状況となっております。

また、平成18年から運用を開始した筆界特定制度については、令和2年9月から地方公共団体に対して一定の条件の下申請権限が付与されるなどの制度改正があり、地籍調査の一層の推進が期待されるところです。

登記のオンライン申請につきましては、令和元年11月から開始された、いわゆる「調査士報告方式」については、順調に運用されておりますが、引き続き、利便性の向上に努めてまいりますので、更なるオンライン申請の推進に御理解をお願いいたします。

ところで、令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、同月28日に公布され、今後、所有者不明土地の「発生予防」と「利用の円滑化」の両面から総合的かつ本格的な対策が行われることとなりました。「発生予防」の面において、これまで任意とされていた相続登記や住所等変更登記の申請について義務化が予定されています。また、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度について創設することとしており、具体的な手続等について検討されているところです。他方、「利用の円滑化」の面においては、表題部所有者不明土地や長期相続登記等未了土地の解消作業等の施策について着実に実施しているところ、今後、所有者不明土地の管理に特化した所有者不明土地管理制度を創設するなど、措置を講じることとしています。

貴会会員の皆様におかれましては、上記施策や地図作成作業などの復興に係る公共事業に御尽力されており、福島の復興に大きな役割を果たしていると認識しております。当局といたしましても、貴会とともに福島の復興に一層の貢献を果たしてまいる所存です。

新型コロナウイルス感染症対策のため、新しい生活様式への切り替えが必要とされるなど社会情勢が著しく変化する状況にありますが、しっかりと先を見据え、この新しい年が幸多く輝かしいものとなるよう祈念いたしますとともに、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍を祈念いたしまして新年的挨拶とさせていただきます。



第83号「会報ふくしま」あいさつ

福島県土地家屋調査士政治連盟

会長 橋本 豊彦

新年あけましておめでとうございます。

会員皆様にはご家族様とともに健やかに新春をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

また、常日頃、当政治連盟の活動にご理解とご支援を頂いておりますことに感謝申し上げます。

世界に大きな打撃を与えていた新型コロナウィルスの感染者数は収束の兆しも見えつつあるようですが、新たな変異株「オミクロン株」による再感染拡大が気がかりです。

さて、今回、当選された根本匠氏は愛媛1区の塩崎恭久氏の勇退に伴い、自民党「土地家屋調査士制度改革推進議員連盟」の会長職に就任していただきました。

根本匠氏は厚生労働大臣を経験され、自民党の総裁選の際、岸田陣営の事務総長を務めるなど、側近として岸田総理を戦略面、政策面で支え、常に岸田総理とともに行動してきた盟友であり、岸田総理から信頼が特に厚いと聞いております。

現在、岸田派の会長代理兼事務総長として、更に、国会の花形と言われている予算委員長にも就任されました。

今後、連合会・全調政連が取組む土地家屋調査士制度の法改正等を必ず実現するうえで心強い存在であります。

ところで、昨年12月4日(土)福島市エルティに於いて、自由民主党福島県支部連合会主催の「令和4年度政府予算の獲得にむけた要望聴取会」が開催されました。この要望聴取会に本会と協議のうえ福調政連として3件の要望書を提出しました。

この要望書の提出は福調政連として初めてのことであり、当日は、土井本会副会長と共に出席し要望書の説明をしてまいりました。聴取会には参議議員元法務大臣 森まさこ内閣総理大臣補佐官、衆議院議員上杉謙太郎氏、約10名の県議の方々に対応して頂きました。

また、上杉衆議院議員には事前に要望書を読んでいただき、制度について勉強してきたとのことで、要望1については県議が、その他の2件の要望については上杉衆議院議員から担当行政庁に伝えていただけることでした。

最後に会員ご家族皆様、各事務所の方々にとりましては、今年もご健勝で幸多い年になりますようご祈念申し上げ新年の挨拶と致します。

【参考】令和4年度政府予算の獲得にむけた要望聴取会 要望書

<p style="text-align: center;">要 望 書</p> <p>1. 要望の要旨 国との契約のための全省府統一資格に係る申請書記入要項の改訂に伴い、県の公共工事等入札参加資格に「登記閲連業務」の業種を加えていただけます。</p> <p>2. 要望の内容 近年、我が国においては、将来にわたるインフラ等の品質確保とその中長期的な担い手の確保が課題となっています。 この課題解決のため、品質法や契約法、建設業法が改正され、業務の発注において競争性を低下させることなく、品質や担い手の確保が可能となる方策への転換が求められています。 そのため、対象工事について施工能力を有する者を適切に選出し、適正な施工の確保を図るべく適格な競争参加資格（業種）の設定も推進されていました。 ところで、昨年2月に国との契約のための全省府統一資格に係る申請書記入要項が改訂され、「役務の提供等」の営業品目の具体例として「登記閲連業務」が明記されました。</p> <p>さきに、本年4月には、国との契約のための全省府統一資格に係る申請書記入要項が改訂され、法務省のホームページにも「役務の提供等」の営業品目の具体例として「登記閲連業務」が明記されていますので、事業内容に応じて適切に入札参加資格を設定していただけようお願いします。</p> <p>なお、所有権の転換の登記等の権利に関する登記の申請手続きについて代理する業務は、司法書士の専属業務であり（司法書士法第3条第1項）、分筆や地積更正等の不動産の表示に関する登記について必要な調査または測量（地積測量図等の図面の作成を含む）及び不動産の表示に関する登記の申請手続について代理する業務は、土地家屋調査士の専属業務です（土地家屋調査士法第3条第1項第1号及び第2号）。</p> <p>※これらの手続の代理だけでなく、必要書類の作成業務も含みます。 (司法書士法第3条第1項第2号、土地家屋調査士法第3条第1項第3号)</p>	<p>よって、上記の資格を有しない者がそれぞれの専属業務を行うことは、司法書士及び土地家屋調査士法で禁止されています。（司法書士法第73条第1項、同法第78条第1項、土地家屋調査士法第68条第1項、同法第73条第1項）</p> <p>また、土地家屋調査士法第1条「使命規定」に「筆界を明らかにする業務の専門家」と明記されました。公共事業における品質の確保のためにも、筆界の専門家における入札業務区分に【登記閲連業務】を新たに加えていただきたいと要望します。</p> <p style="text-align: center;">令和3年12月4日</p> <p style="text-align: right;">福島県土地家屋調査士会 会長 小野寺 正教 福島県土地家屋調査士政治連盟 会長 橋本 豊彦</p>
---	---

<p style="text-align: center;">要 望 書</p> <p>1. 要望の要旨 成年後見制度における成年後見人情報について、土地境界確認の円滑な実施のため、土地家屋調査士に職務上開示を可能としていただきたい。</p> <p>2. 要望の内容 土地家屋調査士の通常業務である土地の分筆登記・地積更正登記において、実務上、土地境界の立会い確認をすることは必須のこととされておりまます。 その際、不動産登記記録の名義人が成年後見制度を利用されている場合には、本人に代わり成年後見人に立会い確認をお願いすることになります。 さて、近年、登記情報の住所に所有者本人はもちろん家族も居住しておらず、近隣の住民に尋ねても居住者が分からなくなきことがあります。 このような場合、土地家屋調査士は司法書士などと同様、業務を行うに当たって正当な理由がある場合に限り戸籍法第10条の2第3項及び第4項、住民基本台帳法第12条の3第3項の規定により戸籍謄本、住民票の写し等を取得することができます。 しかししながら、成年後見制度での登記事項の証明書、登記されていないことの証明書の交付は、登記されている本人、配偶者、四親等内の親族及び成年後見に限定されております。本人、配偶者及び四親等内の親族の所在がいずれも不明の場合、成年後見人たどり着くことは不可能であり、成年後見制度の利用の有無の判断もできないため、隣接地所有者本人の権利を守ることができません。 現状では、筆界特定制度を利用し土地筆界を特定する手続の中で、登記官の公的調査権能において当事者が拘明するか、あるいは筆界特定されることをもって、ようやく分筆や地積更正の登記申請をすることができるという状況であり、時間と費用が依頼者の負担となっています。</p>	<p>これらのことを考慮していただき、市民の権利の保全のため、土地家屋調査士の業務において「成年後見制度における成年後見人情報」を開示可能とする制度としていただけますよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">令和3年12月4日</p> <p style="text-align: right;">福島県土地家屋調査士会 会長 小野寺 正教 福島県土地家屋調査士政治連盟 会長 橋本 豊彦</p>
--	--

<p style="text-align: center;">要 望 書</p> <p>1. 要望の要旨 固定資産課税台帳の情報の一部を土地境界確認の円滑な実施のため、土地家屋調査士に職務上開示を可能とするようにしていただきたい。</p> <p>2. 要望の内容 土地家屋調査士の通常業務である土地の分筆登記・地積更正登記において、実務上、土地境界の立会い確認をすることは必須のこととされておりまます。 しかし、中には表題所有者欄に氏名しか記載されていない場合や、氏名・住所は記載されているが、代わりに他の相続登記の末了により現在の所有者が不明という場合があります。その際、正しく所有者らしさを管理を探さうとして重きがかかるとなるのは、市町村が保有する「固定資産課税台帳」の機能であります。 ところ、土地家屋調査士は、司法書士などと同様、業務に限り正当な理由があれば、戸籍法第10条の2第3項及び4項、住民基本台帳法第12条の3第2項の規定により、他人の戸籍謄本、住民票の写し等を取得することができます。 これらのことと考慮していただき、市民の権利の保全と経費負担軽減のうえでも、土地家屋調査士の業務において「固定資産課税台帳の情報の一部」を開示可能としていただけますよう要望します。</p>	<p>令和3年12月4日</p> <p>福島県土地家屋調査士会 会長 小野寺 正教 福島県土地家屋調査士政治連盟 会長 橋本 豊彦</p>	
---	---	--

令和3年12月4日 政府予算要望聴取会にて
(写真左から:土井将照副会長、橋本豊彦政治連盟会長
森まさこ参議院議員、上杉謙太郎衆議院議員)



新年のご挨拶

公益社団法人
福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 竹内 博幸

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様に於かれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

また、平素より協会の事業運営へのご理解とご協力を頂いておりまこと、心から感謝申し上げます。私こと、令和3年度第37回定時社員総会におきまして代表理事に承認されました郡山支部所属の竹内博幸です。昭和61年の入会以来、早36年を迎えましたが、この間、協会県中支所長、本会理事、政治連盟幹事長、協会副理事長の役職を経験させていただきました。大してお役には立ちませんでしたが、私の経験値アップには意義のある時間を頂戴致しました。

この経験の中から、調査士会、政治連盟、公嘱協会とそれぞれに立ち位置の違う組織が、それぞれの役割を担った活動を成しておりますが、組織と調査士の究極の目標に近づくためには、三者の連携した活動の必要性と重要性を強く感じております。

さて、先輩方の努力の果実とも言える、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」「土地基本法の一部を改正する法律」等、近年に成立施行されましたが、いずれも我々の業務に深く関わり、いい風の流れを背中に感じております。特に、土地基本法の一部改正は、土地の所有者及び公有地管理者に対し、登記等を通じた権利関係の明確化や境界の明確化を促し、適正に管理することを「責務」と位置付けました。

この事はまさに、我々の職務そのものですから、市民そして官公庁への啓蒙活動を積極的に進めなければなりません。

また、日常業務でも度々発見される「道路敷内民有地」という登記未処理案件は、どの市町村においても多数積み残されており、時間が経つほど処理は困難を極め、境界問題や所有者不明土地へとつながる懸念がありますので、速やかに処理する協力体制とその流れの確立を道路管理者へ提案して参りたいと考えております。

当協会では現在、相馬市、いわき市（2ヶ所）、福島市において「登記所備付地図作成作業」を受託し、支所の枠を超えたオール福島の有志で進められております。また、過年度より継続している社会貢献事業として「福島県歴史資料館収蔵資料の収集と公開」及び「郡山市道路境界査定資料の電子化作業」を推し進めておりますがコロナの影響もあり、一般公開までは今少し時間を要します。

次に、真新しい業務として、郡山市において市役所担当職員に協力して資料の精査と立会業務を担う「官民境界確認補助業務」を実験的に受託しており、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」としての見識を十分に発揮する事で、公正な公共用地の査定と将来的に発生しうる境界紛争の未然防止につながるものであり、現に危うい境界線を未然に発見し、是正にも至っております。この業務は県内初の試みであるため、ノウハウを蓄積し、いずれは他市町村においてもスムーズな対応ができるよう研鑽を積んで参ります。

今後も公益法人としての使命と役割を果たすべく活動を続けて参りますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結に、一日も早くマスクを外せる平穏な日々が戻りますよう、そして新しい年が皆様にとりまして一層充実した輝ける年となりますようご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

顧問弁護士 吉 津 健 三

皆様、あけましておめでとうございます。

昨年の新年のごあいさつで「パンデミックが宣言された昨年は、コロナ禍で様々な人々が様々な状況下で大変な苦労をされた1年でした。それでも、時は進み続け、こうして新年を迎えることができました。今年は、1日も早くコロナ問題が終息し、穏やかな1年になりますことを心より祈念しております。」と書きましたが、残念ながら、コロナの終息という祈りは通じませんでした。

最近（執筆時12月17日）、福島県内のコロナ陽性者数ゼロが続くなど、県内の感染状況は落ち着いていくようですが、オミクロン型が今後どのように推移するのか予断を許さず、終息までには、しばらく時間を要するかもしれません。

新年早々、暗い話になってしまいましたが、リモートの会議が常態化したことだけは、唯一、コロナがその利便性に気づかせてくれたことだと思います。移動時間（東京で開かれる会議などでは往復約4時間が移動で失われます）がない分、その時間を有効に使うことができますし、会議の主催者側の経費節減にもなります。

もっとも、リモートでは、リアルの会議と比べて自由闊達な議論ができないとして、リモート会議をコロナ禍における応急処置のこととされるむきもあります。しかし、今後、コロナが終息してもリモート会議は、一定程度、定着すると思っています。あくまでも私見ですが、そもそも、自由闊達な議論といつても、パレートの法則が妥当していて、発言の8割は出席者の2割によってなされていることが多いということはさておき、出席者の1人の発言が全体の結論（議論状況）を変え得るという環境が制度的に保障されていれば、必ずしも、物理的に一堂に会さなくても、会議の民主的運営は担保されていると考えます。個人的にも、リモートだと意見を言いにくいなどと感じたことはありません。それゆえ、コロナ禍が終息しても、リモートでの会議は存続するだろうと思う次第であります。

しかし、会議につきものの（？）、懇親会はリモートでは絶対に代替不能です（と私は力を込めて断言します）。時々、リモート飲み会などという話を耳にしますが、私は、したことがありませんし、今後もしようとは思いません。「自分もそう思っていたけど、やってみると意外に盛り上がる。」などという話を聞きますが、やはり、リモート飲み会をしてみようという気持ちにはなれません。

懇親会だけはリアルでなければダメです（更に力を込めて）。杯が進むにつれて声が大きくなっています。同じ事を繰り返ししゃべったり…という混沌とした楽しい雰囲気はリモートでは醸し出されないと思うのです。

今年こそはコロナが終息し、様々な機会に、声高らかに乾杯し、懇親会ができますことを、心の底から祈っております。

本年もどうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

会 務 報 告

【研修部】

令和3年度第2回業務研修会

実施：令和3年10月22日(金)

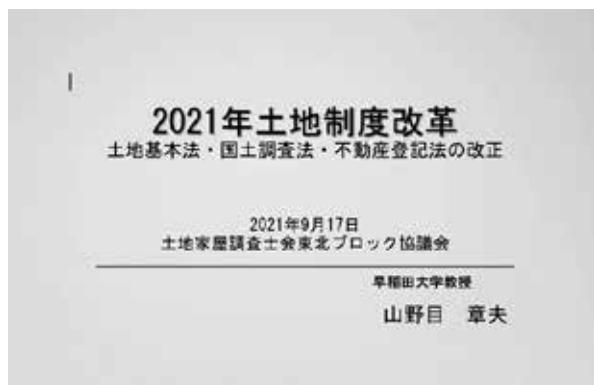
場所：郡山市 ホテル華の湯

受講者：227名（会場：91名、配信・DVD利用：136名）

当日は、令和3年9月17日にリモート開催された、東北ブロック協議会研修会の録画を流しました。



山野目先生によるリモート講義(録画)



講義内容



質疑応答



会場の様子

令和3年度新人研修会について（東北ブロック）

実施：令和3年11月19日(金)

場所：福島県青少年会館 第6研修室

受講者：6名

お 知 ら せ

相続登記促進キャンペーン新聞広告の掲載について

本年11月12日付け福島調発第209号をもって案内しました「相続登記促進キャンペーン」新聞広告掲載協賛者募集につきまして、大勢の会員の皆様からのご協力を頂きましたこと心より感謝申し上げます。

お蔭様をもちまして、最終的に171名の協賛のお申込みを頂くことができました。

記事については現在、法務局、司法書士会、本会の三者で打合せを重ね、準備を進めているところです。

1月30日の掲載日には是非紙面をご覧ください。

掲載予定日：令和4年1月30日(日)

掲載予定紙：福島民友新聞、福島民報新聞（いずれも見開き）

支 部 だ よ り

今年1年を振り返って

福島支部 粕 川 恵 三

この年末に何か文章を寄稿して下さいとお話をいただいたので、雑感として今年1年を振り返ってみたいと思います。

今年を振り返ってみると、今年も昨年同様コロナに振り回された1年でした。いろいろな行事が今年も中止・延期になりました。私には小学生の子供が二人おりますが、今年の運動会は観覧できませんでした。子供にとってもいろいろな制限があり、我慢が多い生活が続きつらい学校生活を送っております。現在はコロナもだいぶ落ち着いており、このまま以前の生活に戻れることを期待します。

また、昨年母が亡くなりましたが今年8月に父

が亡くなりました。私は仕事での父のことはほとんどわかりませんが、仕事に対しては非常に熱心だったと思います。そのように熱心に仕事をすることができたのも、多くの方々からのご支援があったからと思っております。仕事を終えてからは、自宅で作詞作曲することを楽しみとしておりました。自分が作詞作曲した歌のなかから18曲を選んで音楽を専門とする方に歌唱してもらい、オリジナルCDを作製しました。自分の思いをCDとして遺すことができたと、嬉しそうに話していました。7月からお腹の調子が悪く、7月下旬には自分で病状を理解していたためと思いますが、我々息子や妹の親族に「別れの挨拶」と言いながら、「自分の人生は、思い残すことは何もない」と語っていました。

8月に入り入院しましたが、コロナの影響あまり面会できませんでした。最後にできた会話も

お説教じみた話で真面目な父らしいと感じました。本来であれば生前多大なご支援をいただいた多くの方々にお別れの挨拶をさせていただくため、葬儀・告別式を執り行わせていただければと思っておりましたが、コロナウイルス感染の状況を鑑み家族・親族のみで行いました。父は自分の葬儀に関して、遺影はこの写真を使え、弔辞はこの人に頼めと生前話しておりましたが、指示通りの葬儀ができず少し申し訳ない気持ちです。

最後に少しだけ仕事の話として、今年は相馬市の地図作成作業があり令和4年度は福島市で地図作成2年目作業が始まりますので、頑張りたいと思います。

今年1年皆様もいろいろとあったと思いますが、来年はいい年になりますように。

* * * * *

1年を振り返って

福島支部 松 田 泰 介

昨年入会しました、福島支部の松田と申します。私には小学生と幼稚園生の2人の子供がおり、10月は各々運動会を行いました。コロナ渦でしたので、小学校は生徒のみで開催、幼稚園は父兄2名までは参加可能と、平時とは異なる対応が求められました。あぶれてしまった祖父母の方々はかわいい孫が元気に運動する様を直に目に焼き付けることが出来ず、枕を涙で濡らしたとの話も多数聞こえきました。

さて、参加させて頂いた幼稚園の運動会は元気いっぱい、順位って何？おいしいの？と走ること、くぐること飛び跳ねることに園児たちは一所懸

命！親ばかりながら子供の成長に目を細めていました。屋外での運動会でしたので、子供たちはマスクを外していましたが、父兄はマスク着用。先生もマスク着用。実習生の大学生もマスク着用…。うちの子のお気に入りの先生はどんなお顔？と結局わからずじまいでした。

お決まりの父兄参加種目は、妻ではなく私が参加させて頂きました。全力の子供と一緒に行った運動はものの数分でしたが、終わった後には息も絶え絶え、「あ～、先日の境界立会時に隣地の方に一気に説明して話が長くなった時にもこうなったなあ…マスク生活早く終わってほしいなあ。はあはあ…」となっていました。

マスク生活も早2年ほど。上記のような場合を除いてマスク着用にも慣れ、特に違和感も無くなっていますが、表情が伝わらないのは少々困りものです。こちらの説明は伝わっているかな？地権者さんはどういった思いで依頼下さったのだろう？あれ、隣地の方の口調きつい感じするけど怒っているわけではない？目は口程に物を言うとのことわざはありますが、申し訳ありません。私にはまだまだ修行が足りすことわざの様にはまいりません。

調査士業務は屋内業務、屋外業務、また、単独業務、複数人業務と仕事の場が多岐にわたり、マ



スクの付け外しの機会も多いことでしょう。業務に不便を感じる場面は多々あろうかと思いますが、相手に不信感を与えないよう、ひいては信頼が次の仕事を生むことを頭において。平時にだんだんと戻りつつある今一度、気を引き締めて日々の業務にあたりたいと思います。

* * * * *

会津弁は温かみのある言葉

会津支部 山 口 和 一

コロナ禍で暗い話になりがちな昨今、少しでも明るい話題は無いものかと思案していたところ、ふと会津弁の絵柄が書いてあるクリアファイルに目が留まった。

会津弁とは、福島県会津地方で話される日本語の方言である。

「里びとが話す温かいことば、それが会津弁。風土

と人情に育まれてきた、生きていることば」と記されている。

昔、祖父母が話していた懐かしさもあり、しばし手に取り読んで見ることにしました。



会津弁	標準語	会津弁	標準語
あいべ	いこう	つんのめる	つまずく
あんべわりい	具合が悪い	でっころぶ	すっころぶ
いいあんべえ	いいかんじ	とうみぎ	とうもろこし
おばんないやした	こんばんは	なじょすんべ	どうしよう
おんつあげす	あほー	にしゃ	あなた
おんじゃ	私です	はらくっち	満腹
かんじょする	数える	ひやっこい	冷たい
きかねえ	気が強い	ほいじょ	包丁
くたびっちゃー	疲れた	ほっこす	こわす
ごせやける	いらいらする	ほでねえ	ちがう
さすけねえー	大丈夫	むじる	曲がる
ずねえ	大きい	もっちゃげる	持ち上げる
造作ねえ	簡単だ	ゆっつげる	結ぶ
たまげた	おどろいた	よっぱらだー	いっぱいだー
だんじゃ	だれだ	よばれる	招待される

会津弁ならではの温かみのある言葉で楽しませて頂きました。

コロナ禍でマスクが外せなくなった今、顔の表情がわかりにくく、コミュニケーションが図る事が難しい今だからこそ、こういった温かみのある言葉が人々の心を和ませてくれるのではないでしようか。

* * * * *

年男にちなんで

会津支部 五十嵐 一夫

どうして調査士になったのか、特に調査士を目指した訳ではない。学校は工業高校建築科である、卒業後実務経験を経て2級建築士を取得、設計事務所に勤務し調査士試験合格、その後住宅会社に勤務、29歳で故郷に戻り建設会社勤務、32歳で建築設計事務所と調査士事務所を開設し現在に至る。

建築士としてスタートし、32歳から調査士を兼職、開設時は建築士が主業務、今は大逆転し調査士業務が殆どと言ってよい。

これが自分を取り巻いた世の中の職業の需給環境による変遷である。職業は何かと問われれば、最初は建築士、今は土地家屋調査士である。

調査士を取得した動機は、親父が「資格はいくらでもとおけ、重くないから」の言葉である。建築士を取得していると調査・測量の知識と技能の考查が免除だからチャレンジした、専門学校に少し通いましたが幸運で1回で合格しました。

試験は経験したことの無い、座標による面積計算でしたが何とか乗り切りました。失礼ながら調

査士事務所には無縁でしたので、不動産登記簿を見たことがなく合格しました。(試験官に申し訳ない)

口述試験がなかったので、実務や知識について訊ねられたらどうだったでしょうか?

今この職業について「板についた」のは調査士倫理綱領「公正」です、特に境界立会業務に関わっては依頼者・相手方の双方に「公正」を求められます。職務上依頼者の利益に加担して「公正」を損なうようなことをしてはならないと肝に銘じています。ここが調査士のいいところではないでしょうか。

例として依頼者の意に沿って職務を執行すれば、将来同一事件で相手方からの相談や業務を受けたときに公正な業務をしていないと不整合を追及され信頼を失ってしまいます。依頼者のために尽くさなければならないという職業もあります。「公正」に従うことが、調査士が将来も信頼されるために堅持すべき職業倫理であります。

この職業倫理によって私も、調査士業務だけでなく人生を送るよう心掛けています。

かつては、不当誘致などということもありました、何のことはない宣伝も営業もしてはならない、今は考えられないことです。事務所をはったら、ただひたすらお客様の来るのを待つのみの精神です。これが調査士が制度をPRできなかった、そしてしなかったことにより業務の拡大と調査士の認知度を阻害したと私は思っています。

私の町においては、調査士という制度に世間は分からぬといつても過言ではありませんでした。登記をするのは司法書士（当時代書人との呼び方が多かった）の専権の仕事と周囲も理解して

いました。調査士が建物登記などで伺うと、司法書士の事務所調査士の方ですかなどと言われたこともあります。

調査士を知つてもらうために、業務を受託した時などには、職務の完了した時に依頼者と話を交わし、調査士と司法書士の違いを説明しPRしました。登記簿の表題部を登記するのが調査士、権利部分の甲区欄・乙区欄を登記するのが司法書士と判りやすく説明してきたつもりです。

そのかいあって功を奏したのか、世の中の方々が調査士の存在をよく理解してくるようになったのか、調査士会がPRしたからなのか、今は調査士という職業分野が判つていただけるようになりました。

年男72歳ですので、これからバリバリ業務に精励はできない年である。しかし調査士は土地・建物を調査する、推理をする、探偵のような仕事で頭を使う、杭を打ったり穴を掘ったり、コンクリートを練る、密集地や山野を探索する、土方のようでは体も適度に動かす。境界立会においての依頼者と相手方に対して気遣いをしての会話折衝はストレスを感じながらの職務であります。頭と体と心を適度に使う、呆けずに元気に長く職業に精励できる良い資格職業ではないでしょうか。

土地家屋調査士の良いところ、地積測量図が永久保存であります、区画整理・国土調査等で地積測量図が閉鎖されない限り、自分の作成の測量図が永遠に記録として残ります、調査士としての足跡を残してくれるというありがたい制度であると考えます。

没後に画家や書家は華々しく作品が残ります、文壇家や歴史家は自分の執筆した作品や記録も残

ります。自己の作品・記録を残せる職業はそうありません。

本年は寅年「虎は死して皮を残す」「調査士は死して測量図を残す」元気に長生きして多くの足跡(測量図)を残しましょう。

* * * * *

多様性のある社会を目指して

白河支部 坂 本 洋 一

私は独身者である。意図してそのようになった訳ではなく、これまで自分なりに一生懸命生きてきた結果がこれなのだから、仕方がない。ただ、世の中にはおせっかいな人や詮索好きな人が時々いる。自分の常識や社会通念に当てはまらない人に出会うと、まるで絶滅危惧種や天然記念物を見たかのように語るのである。仕事でもプライベートでも、このような人と話を合わせなければならぬ時は厄介である。

結婚して家を存続させるというのは古い価値観である(嫁を貰うという言い方の何と嫌なこと!)。子供を産み、育てて一人前というのは古い価値観である。同性婚や夫婦別姓の制度化を図り、独身者や生涯未婚者が安心して生存出来る仕組みを社会の中に築いていかなければならない。にも関わらず、こうした価値観を否定する声が特に一部の政党やマスコミから多く挙がり、それが民主主義だと誤解している人がテレビでスターのように脚光を浴びるのは、私のような立場の人間からすれば本当に困ったものである。

これから日本が国際社会の中で孤児にならないためには、多様な価値観を大切にしていかなければ

ればならない。震災と原発事故、コロナ禍などを経て得た大切な教訓であるはずである。但し、特定の民族を出自だけで差別するような人や、この国に残る身分制度を信奉する人は、多様性を逆手に取って詭弁を弄するから要注意である。在日韓国・朝鮮人や中国人に対するヘイトスピーチは論外である。集会・結社の自由、表現の自由を捻じ曲げている。在日外国人は日本社会を構成する市民である。死刑制度の存続の可否はもっと論じられて良い。人命が何よりも大切であるからこそ殺人罪があるのに、人命で償えというのは矛盾している。あれは残虐な刑罰であり、世界の潮流から乖離している。修正主義史觀は論外である。人文科学、社会科学には内外の膨大な研究の積み重ねがある。資料をどう読んでも成り立たない珍説・奇説を事実であるかのように強弁し、都合の良い物語を捏造し、研究者を迫害するのは卑怯であり、侮辱である。

話が飛躍しすぎた。閑話休題。いずれにしても日本社会はやり直しがなかなか効かない社会である。十代、二十代で人生設計に失敗し、大きな挫折を経験すると、四十代、五十代になっても取り戻せない。脱線の固定化が続いてしまうのである。コロナ禍で孤独死した人にはそのような人が何人もいただろう。これからは、女性だけでなく、独身者やL G B T、海外にルーツを持つ人たちが調査士になり、活躍出来る社会になれば良いと思う。私自身の問題もある。

* * * * *

セロトニンとオキシトシン

相双支部 名取 俊光

「元気で健康な先輩方が多いなあ」私が昨年調査士登録して以来、よく思うことです。いつしかそれは憧れとなり、私の目標となりました。「いつまでも元気に最前線で活躍できる調査士に成る！」

勿論その為には、病気にならない心身の健康が欠かせません。病気の原因となりがちなのがストレスです。現代社会はストレス社会とまで言われており、更にはコロナ禍により、ストレスの種類や発生原因も大きく変わりました。

ストレス対策に有効なものに「セロトニン」と「オキシトシン」という脳内物質の発生を促す事が有り、近年メディアでも注目されています。以前から興味があり取り入れておりましたが、改めて掘り下げて調べてみました。

「セロトニン」とは、心と体を調整する上で特に重要な、神経伝達物質の一つです。量的には腸のセロトニンが多く、体調に大きく影響します。

一方、脳のセロトニンは量的には少ないので、脳全体のコントロールに大きく作用します。つまり、脳のセロトニンが十分に分泌されれば脳が活性化され、ストレスに打ち勝ちやすくなります。

脳のセロトニン不足の代表的な症例に、うつ病があります。うつ病の治療薬として代表的なのがSSRI薬という、人工的にセロトニンが発生された状態を造り出す薬があります。自分でセロトニンを分泌させる力が衰えてしまうので、治療薬を手放せなくなる危険性があります。

自力でセロトニンを増やす方法は、とてもシンプルです。「太陽の光を浴びる」「リズミカルな運動」この二つが基本です。例えばちょっと早起きして散歩する、この何気ない行動が健康に良い影響を与えると、近年の研究により実証されています。更には朝日を浴びることにより、免疫力の上がるメラトニンも作られやすくなります。

セロトニンの効果は「脳の覚醒」「心の安定」「痛みの緩和」「自律神経の調律」「良い姿勢」などと、心身の健康に絶大です。

「オキシトシン」とは幸せホルモンとも呼ばれ、セロトニンと並ぶストレス消去の二大脳内物質です。他人との共感や愛を育む効果があり、またストレスホルモン「コルゴチール」の抑制にもつながります。

オキシトシンを増やすには、スキニップが効果的です。より近い関係の方とスキニップを図

れば、さらに効果は上がります。ただし大前提として、相手と親しい関係である事が条件なので、そうでない場合はストレスを感じ、全くの逆効果になります。

通常のスキニップ以外でもオキシトシンを分泌させる方法として、ペットと触れ合ったり、触れ合わなくとも人と会話したりなどがあります。

コロナ禍でストレスが増大した大きな原因の一つがスキニップ不足、オキシトシン欠乏です。オキシトシンを上手に分泌すれば、ストレスに打ち勝つだけでなく、「恐怖心が減る」「浮気心がなくなる」といった心を変える大きな効果が出ます。

つまりは、現場に出て現調したり杭打ちしたり、依頼者隣接者や関係者などと会話したりすれば、自然とセロトニンやオキシトシンが分泌されて健康になる、という事でした。だから先輩方はこんなにも元気なのですね！

新人調査士紹介



相双支部 八巻洋一
(やまき よういち)

令和3年9月に入会させていただきました八巻洋一と申します。
相馬市で開業しました。

これまで、建築設計や不動産取引の仕事をしていくなかで、土地家屋調査士の先生方とお会いする機会も多く、徐々にその公共性、専門性の高い仕事に興味を持ち、自分でも土地家屋調査士の仕事をやってみたいと思うようになり、令和2年の

試験に合格し、未経験ではありますが一念発起して登録しました。

これから目標として、「公正・誠実」を理念に、更なる自己研鑽に努めながら、土地家屋調査士として一歩一歩着実に経験と知識を深め、皆様に信頼される土地家屋調査士になりたいと思います。

今後ともご指導ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

年男・年女紹介



- ① 入会年 ② 生年
 ③ 趣味 ④ 好きな〇〇
 ⑤ 昨年の思い出または今年の抱負
 ※敬称略

福島支部



柴山 武

- ① 昭和54年
 ② 昭和25年
 ③ 孫の世話、温泉めぐり
 ④ 刺身と酒

⑤ 昨年同世代の訃報や退会者が多い中、健気に留意しつつ生涯現役を貫く。



石塚 裕子

- ① 平成29年
 ② 昭和49年
 ③ 読書、イベント企画、茶道

④ 好きな作家：宮本輝、原田マハ
 ⑤ 今年はコロナの影響で中止になっていたイベントをリニューアルして開催する予定。状況によつては無理かもしれないが、仲間と新しい事を考えるってワクワクする。もちろん仕事の面でも頑張ります。

郡山支部



安部 正伸

- ① 平成16年
 ② 昭和49年
 ③ 特になし
 ④ 好きな言葉: It is not the

strongest of the species that survives, nor the most intelligent that survives. It is the one that is most adaptable to change.

⑤ 昨年は日々の業務が思い出であり知識となり、今年の業務が新たな糧となるよう精進します。

会津支部



五十嵐 一夫

- ① 昭和54年
 ② 昭和25年
 ③・④ 鉄道写真撮影（只見線中心）、ボウリング、ツアーレイブに頼らない海外旅行、日本酒と歌



山 口 和 一

- ① 平成14年
 ② 昭和37年
 ③ 駅伝観戦
 ④ 好きな食べ物：餅・飲み
 物はトリスハイボール！！
 ⑤ 昨年MAX78kgあった体重を60kg以下にする
 事。そして、今年こそは、海の見える温泉旅館
 でのんびりしたい。

白 河 支 部



藤 田 智 一

- ① 平成10年
 ② 昭和37年
 ③ ゴルフ
 ④ 温泉旅行
 ⑤ 開業25年、還暦でリタイヤが目標でしたが現
 実はうまくいきません。あと少し健康で頑張り
 たいと思うこの頃です。

い わ き 支 部



坂 本 裕 規

やる。

* * * * *

その他 年男を迎える会員の皆様（※敬称略）

福島支部

- 本名 幸雄 昭和53年入会 昭和25年生
 千葉 洋之 平成14年入会 昭和37年生
 斎藤 真治 昭和62年入会 昭和25年生
 大槻 武志 平成20年入会 昭和49年生

郡山支部

- 四家 保之 昭和48年入会 昭和25年生
 佐藤 敏雄 昭和51年入会 昭和25年生
 伊藤 真一 平成15年入会 昭和25年生

会津支部

- 長谷川知久満 昭和50年入会 昭和25年生
 鵜川幸一郎 昭和62年入会 昭和25年生
 船木 則人 平成11年入会 昭和37年生
 大竹 一也 平成21年入会 昭和49年生

白河支部

- 高橋 典昭 平成3年入会 昭和37年生

いわき支部

- 藁谷 弘美 昭和53年入会 昭和25年生

相双支部

- 西内 秀一 昭和57年入会 昭和25年生

Information

今後の予定

令和4年

2月5日(土) 第2回調停人養成セミナー
於：郡山市「ミューカルがくと館」

3月23日(水) 令和3年度 第3回業務研修会
於：郡山市
「ビッグパレットふくしま
コンベンションホールA」

3月23日(水) 第22回福島県土地家屋調査士
政治連盟定時総会
於：郡山市
「ビッグパレットふくしま
コンベンションホールA」

※会場、日程は変更となる場合があります

会員異動

○入会○
令和3年
8月11日 1511 渡辺 隆司 (福島支部)
9月21日 1512 八巻 洋一 (相双支部)
11月10日 1513 阿部 雅之 (福島支部)

●退会●
令和3年
9月30日 加藤 隆一 (相双支部)
12月24日 笹原 豊 (いわき支部)

編集後記

連合会の広報委員として、参加していたとき、編集後記を書くのがツライと当時の担当者が言っていました。毎月毎月、ネタを探し、書くことはきつかったんだろうと、年2回の編集後記を書きながら思っています。

新聞のコラムを見ていてもよくもまあ書けるなあと思う。常にアンテナを張って情報を取得しないと書けないんだろうなあと思う。

毎度のゴルフネタにもなるが、いつもいっしょに行っている30代前半の子が、アルバイト時代、雇用主から「そんなことも知らないのか」とよく言われていたようです。聞いてみると、新聞は読まない。テレビのニュースは見ない。じゃ、何しているのかというと「YouTube」は見ます。漫画

も読むけど、スマホです。とのこと。

情報を取得するには、今のネット社会は難しいのではないかと。自分の興味のあることは、クリックしたり、タップしたりすれば見ることができる。しかし、興味のないことには、一切触れることがなく、これが一般常識であり、「そんなことも知らないのか」につながるのだと思う。

自分の子供には、よく言っているが、それを感じてくれるのはいつになることやら…

広報部長 渡部 宏

会報ふくしま No. 83

発行日 令和4年1月14日

発行者 会長 小野寺 正 教

発行所 福島県土地家屋調査士会

〒960-8131

福島県福島市北五老内町4-22

TEL:024-534-7829

FAX:024-535-7617

E-mail:info@fksimaty.or.jp

印 刷 有限会社 吾妻印刷

* * * * *

★会報ふくしまは、福島県土地家屋調査士会
ホームページへの掲載も行なっております。
ぜひご利用下さい。

